

東員町議会業務継続計画（BCP）〈実用版〉

第1章 計画の目的

本計画は、大規模災害、感染症のまん延、その他非常事態の発生時においても、東員町議会の基本的な機能を維持または早期に回復するために必要な事項を定め、町民の負託に応える議会運営を継続することを目的とする。

第2章 基本方針

1. 人命の安全確保を最優先とする。

議員および議会事務局職員の安全を最優先に行動し、二次災害を防止する。

2. 議会機能の早期回復を図る。

町の災害対応を監視・補完する立場として、議会活動を早期に再開できる体制を整える。

3. 町災害対策本部との連携を重視する。

町長部局と密接に連携し、町全体の危機対応に支障が生じないように努める。

4. 町民への情報発信に努める。

議会としての立場・対応状況を、町民に対して適時・的確に発信する。

第3章 想定する事態

- ・大規模地震（南海トラフ地震、東海地震など）
- ・風水害（台風、集中豪雨、洪水）
- ・感染症のまん延（新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 等）
- ・役場庁舎・議場の損壊や使用不能
- ・通信・交通インフラの途絶
- ・その他、議会運営に重大な支障を及ぼす事態

第4章 議会の重要業務と優先順位

- 1 議員・職員の安否確認、安全確保
- 2 町災害対策本部との連携・情報共有
- 3 議会災害対策本部の設置・運営
- 4 災害対応に関する議決・声明
- 5 議会としての情報発信

- 6 定例会・臨時会の開催判断
- 7 各種委員会の開催

第5章 体制と役割分担

議長を本部長とする「東員町議会災害対策本部」を設置

本部員：副議長、議会運営委員長、各常任委員長、事務局長

事務局：議会事務局（庶務・記録・通信を担当）

不在時の代理順位：議長→副議長→議会運営委員長

第6章 発災時の初動対応

発災～24時間以内：安否確認、本部設置、町災害対策本部との連絡開始

2日目以降：被災状況の把握、臨時会開催検討、情報発信

第7章 代替施設・通信手段

代替施設：第1候補：東員町役場西庁舎

第2候補：東員町総合文化センター

第3候補：町内公共施設

通信手段：携帯電話・メール・LINEグループ、衛星電話、防災無線

第8章 平常時の準備

- ・安否確認訓練（年1回以上）
- ・BCP訓練（年1回）
- ・データのクラウド保存
- ・議員への防災研修
- ・町災害対策本部との合同訓練

第9章 見直しと改訂

災害対応の検証、法令改正、議会組織変更等に応じて適宜見直す

任期ごとに全体点検を実施

東員町議会 災害時行動マニュアル（チェックリスト）

初動対応マニュアル（発災～24 時間以内）

対応項目	対応者	実施内容	実施状況 ☒
議員職員の安否確認	各議員/事務局	安否を LINE グループ または電話で報告 被災・避難状況を共有	☐
議長・副議長間の連絡	議長/副議長	本部設置の協議 設置時刻・場所決定	☐
議会災害対策本部の設置	議長	構成員に連絡し、町災害対策 本部と連携開始	☐
会議場所・通信手段の確保	事務局	庁舎・議場の被害確認 代替施設の使用可否確認	☐
町災害対策本部への参加	議長または代理者	町長部局からの情報収集・ 議会報告	☐
声明発表（必要時）	議長/副議長	町民への呼びかけ・冷静な行 動の促進	☐

48 時間以降の対応（応急期）

対応項目	対応者	実施内容	実施状況 ☒
被災状況の確認	各議員	地域の被害・避難状況を把握 し本部に報告	☐
臨時会開催の要否検討	議長・議会運営委 員長	町の要請・法令に基づき判断 し、日程・形式を協議	☐
町災害対策本部への提言	議長/委員長会議	議会としての意見・課題を取り まとめ報告	☐
情報発信	議会事務局	HP・SNS で活動状況・支援 情報を発信	☐